

## よくある質問と回答

### Q1.納付方法を教えてください。

A1. 地方税お支払いサイトやコンビニなどの窓口で納付ができます。

地方税お支払いサイトでの納付をご希望の場合は、まず納税通知書裏面にある【地方税お支払いサイト】アクセス用QRコードを読み、地方税お支払いサイトに接続してください。その後、お支払いサイト内のカメラで納付書表面のeL-QRを読み込んでください。

その他詳細は下記のページをご覧ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a16422/kurashi/tax/noze/noufubasho.html>

なお、納付後すぐに車検を受ける場合は、コンビニや金融機関で納付してください。

### Q2.車両はもう手元にないのに納税通知書が届きました。

A2. 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日に軽自動車を所有している方に課税されます。そのため、4月2日以降に売却や譲渡をした場合でも、その年度の軽自動車税は4月1日現在の所有者に全額納めていただくことになります。

売却や譲渡で車両を手放す際は、廃車や名義変更の手続きを必ず行ってください。

なお、原付・小型特殊自動車は、窓口・郵送に加えて電子で廃車の手続きができます。

電子申請の詳細は下記のページをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a35984/kurashi/tax/kei/onlinehaisha.html>

その他の車両の廃車手続きはそれぞれ下記の登録機関にお問い合わせください。

○二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

登録機関:神戸運輸管理部 兵庫陸運部

電話番号:050-5540-2066

○三輪・四輪の軽自動車

登録機関:軽自動車検査協会 兵庫事務所

電話番号:050-3816-1847

### Q3.納税通知書の送付先を変更したいです。

A3. 市内で住民票を変更した場合、手続きは不要です。(中央区から灘区へ住民票の変更など)

以下の場合送付先の変更手続きが必要になります。

①住民票住所を変更せずに送付先のみ変更する場合

②住民票が神戸市外の方が、住民票住所を神戸市外に変更する場合

(大阪から東京へ住民票の変更など)

①②の場合は送付先変更の手続きが必要です。下記のページをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a53704/kurashi/registration/shinsei/zei/sonotakyoutuu/141071301.html>

Q4.営業用自動車なのに自家用自動車の税額で納税通知書が届きました。

A4. 税額は登録機関において登録された車種に基づき確定しているため、4月1日時点で自家用自動車として登録されているためだと思います。

(参考)

営業用自動車の場合、ナンバープレートは黒地に黄色字

自家用自動車の場合、ナンバープレートは黄色地に黒字

登録内容の確認、変更は下記にお問い合わせ下さい。

登録機関:軽自動車検査協会 兵庫事務所

住所:東灘区御影本町1丁目5-5

電話番号:050-3816-1847